

国民健康保険制度のお知らせ

資格確認書および資格情報のお知らせの一斉更新について

現在お手元にある「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の有効期限が令和8年7月31日(金)で満了となる方へ「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のいずれかを送付します。

■マイナンバーカードまたはマイナ保険証をお持ちではない方

「資格確認書」を送付します

資格確認書は従来の保険証の代わりとなるものです。有効期限は令和9年7月31日(出)となりますので、令和8年8月1日(出)より使用してください。ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。

- ①令和9年7月31日(出)までの間に75歳になる方（後期高齢者医療制度の適用となる方）の有効期限は、誕生日の前日です。
→ 有効期限が切れる前に後期高齢者医療の資格確認書を送付します。
- ②令和9年7月1日(休)までの間に70歳になる方の有効期限は、誕生月の月末（1日が誕生日の場合は誕生日の前日）です。
→ 有効期限が切れる前に新しい資格確認書を送付します。

■マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を送付します

資格情報のお知らせは、保険証番号などの資格状況をお知らせするものです。保険証の代わりとはならないため、マイナンバーカードを使用して受診してください。

ただし、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を提示することで、保険証の代わりとすることが可能です。

70歳以上の方のみ有効期限があり、令和9年7月31日(出)までとなっています。

ただし、令和9年7月31日(出)までの間に75歳になる方（後期高齢者医療制度の適用となる方）の有効期限は、誕生日の前日となりますので、有効期限が切れる前に後期高齢者医療制度の資格情報のお知らせを送付します。

また、新たに70歳を迎える方には、誕生月の月末（1日が誕生日の場合は誕生日の前日）までに負担割合を記載した資格情報のお知らせを送付します。

マイナ保険証とは

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。マイナ保険証を医療機関などの機器へかざすことで、保険証の代わりとなります。

- ・記載されている負担割合は、令和8年8月1日(出)より有効です（70歳未満の方は記載がありません）。
- ・マイナ保険証をお持ちの方でも、申請することにより資格確認書の交付を受けることができます。
- ・有効期限が「令和8年7月31日」と記載されている資格確認書などは、令和8年8月1日(出)以降にハサミなどで裁断し破棄してください。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ 7072